

令和6年度京都御苑体験型コンテンツ調査検討業務に係る企画書審査委員会設置要綱

1 目的

令和6年度京都御苑体験型コンテンツ調査検討業務の適正な契約に資するため、企画競争を行うための企画書の作成事項、審査基準等を決定するとともに、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した者を契約候補者に選定することを目的として、「令和6年度京都御苑体験型コンテンツ調査検討業務に係る企画書審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務

- (1) 委員会は、令和6年度京都御苑体験型コンテンツ調査検討業務の契約候補者を選定するための企画競争を行うため、企画書の作成事項、審査基準等を審査し、決定する。
- (2) 委員会は、「令和6年度京都御苑体験型コンテンツ調査検討業務に係る企画書募集要領」に基づき、企画競争参加者から提出された企画書等（以下「企画書等」という。）を審査し、当該業務の目的に最も合致し優秀なものを選定する。

3 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	京都御苑管理事務所長	田中 英二
委員	京都御苑管理事務所庶務科長	佐々木 翼
	京都御苑管理事務所庭園科長	柳 澤 暁
	京都御苑管理事務所庶務科主査	野 村 泰之

4 委員会の開催

- (1) 委員長は、2の事務を行うために必要があるときに委員会を招集する。
- (2) 委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ科の者を代理として出席させることができる。

5 委員会の議事

- (1) 委員会の議事は、委員会で審議を行い、審議結果を踏まえた委員長決定をもって、委員会決定とする。
- (2) 契約候補者を選定する場合は、委員長及び委員が各自で企画書等を審査し、採点を行った後、委員会において採点結果等の審議を行い、審議結果を踏まえた委員長決定をもって委員会決定とする。

6 委員会の事務局

委員会の円滑な運営を支援するため、京都御苑管理事務所庶務科に事務局を置く。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日より施行する。